

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会

会 議 録

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会

平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回定例会

期 日 平成27年11月19日(木)
場 所 佐久市役所8階大会議室

平成27年第2回定例会会議録(第1日目)

議 事 日 程

平成27年11月19日(木) 午前10時00分開会

開 会 宣 告

日 程 第 1 仮 議 席 の 指 定

日 程 第 2 副 議 長 の 選 挙

日 程 第 3 議 席 の 指 定

日 程 第 4 会 議 録 署 名 議 員 指 名

日 程 第 5 会 期 決 定

日 程 第 6 議 案 上 程
組 合 長 招 集 挨 拶
議 案 総 括 説 明

議案第8号 佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 新クリーンセンター(ごみ焼却施設)建設事
業用地の取得について

議案第10号 平成26年度佐久市・北佐久郡環境施設組合
会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合
会計補正予算(第4号)について

日 程 第 7 一 般 質 問

日 程 第 8 議案質疑、討論、採決

日 程 第 9 閉 会 宣 言

○出席議員（16名）

1 番	吉 岡	徹 君
2 番	大 井 岳	夫 君
3 番	高 橋 良	衛 君
4 番	江 本 信	彦 君
5 番	菊 原 初	男 君
6 番	竹 花 美	幸 君
7 番	井 出 節	夫 君
8 番	市 川 稔	宣 君
9 番	柳 澤 信	介 君
10 番	横 須 賀 桃	子 君
11 番	川 島 さ ゆ	り 君
12 番	佐 藤 敏	明 君
13 番	今 井	清 君
14 番	森 本 信	明 君
15 番	池 田 健 一	郎 君
16 番	笹 沢	武 君

○説明のため出席した者

組 合 長	柳 田 清 二	君
副 組 合 長	藤 卷 進	君
副 組 合 長	米 村 匡 人	君
副 組 合 長	茂 木 祐 司	君
副 組 合 長	小 池 茂 見	君
会 計 管 理 者	工 藤 光 司	君
監 査 委 員	小 柳 出 裕	君
佐久市環境部長	佐 藤 治	君
佐久市新クリーンセンター・ 斎場整備推進室長	上 野 幸 一	君

佐久市生活環境課長	市	川	昇	二	君
軽井沢町生活環境課長	土	屋		剛	君
立科町町民課長	青	井	義	和	君
御代田町町民課長	荻	原		浩	君

○事務局職員出席者

事務局 長	青	木		源	君
事務局長補佐兼建設係長	武	者	泰	雄	君
総務係 長	岩	井	和	成	君

開 会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（菊原初男君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、御代田町議会選出の議員改選がございましたので、議事に入る前に、御代田町議員の自己紹介を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ありがとうございます。

それでは、自席にて御代田町議会議員の池田議員より自己紹介をお願いします。

自席にてお願いします。

〔2名議員 自己紹介〕

○議長（菊原初男君） ありがとうございます。

それでは、ただいまより、平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

ただ今までの出席議員は16名でありますので、定足数を越えております。

よって直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布してある議事日程により進めます。

◎日程第1 仮議席の指定

○議長（菊原初男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

改選されました御代田町議会選出の議員について、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

◎日程第2 副議長の選挙

○議長（菊原初男君） 日程第2、これより、御代田町議会におきまして、議

員構成の改選がありましたので、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

組合議会の次期改選まで、副議長に笹沢武君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました笹沢武君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました笹沢武君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました笹沢武君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

当選人笹沢武君、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

壇上にて挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 笹沢武君登壇〕

○副議長（笹沢武君） ただいま、副議長に選出をいただきました笹沢武でございます。

過日、行政視察の車中の中におきましても、自己紹介をさせていただき、先ほどもご挨拶をさせていただきましたが、副議長という職に対しまして、誠に身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

新クリーンセンターの整備に向けて、皆様方のご協力をいただきながら、この職責を誠心誠意、果たしてまいりたいと考えております。

何卒、よろしくお願いいたします。

以上、就任のあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第3 議席の指定

○議長（菊原初男君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指名いたします。

御代田町議会議員の氏名と議席の番号を総務係長より朗読させます。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君議席番号朗読〕

○議長（菊原初男君） ただ今、朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

仮議席名簿をお手元に配布してございますが、仮を消していただきたいと思っております。

◎日程第4 会議録署名議員指名

○議長（菊原初男君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

8番 市川稔宣君

9番 柳澤信介君

の2名を指名いたします。

◎日程第5 会期決定

○議長（菊原初男君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、11月2日に議会運営委員会が開かれ協議を行った結果、会期は、本日1日間とすることにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第6 議案上程

○議長（菊原初男君） 日程第6、議案第8号から議案第11号までの4件を一括上程いたします。

議案の件名につきましては、事務局より朗読いたします。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君件名朗読〕

○議長（菊原初男君） 次に、組合長から招集のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

組合長、柳田君。

〔組合長 柳田清二君登壇〕

○組合長（柳田清二君） 皆様、おはようございます。

日を追うごとに寒さが増し、冬の気配が感じられる季節となって参りました。本日、ここに平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多忙の折、ご参集をいただき、議会が開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、新クリーンセンター整備事業の進捗状況についてでございますが、施設及び進入道路等に係る用地の取得につきましては、各地権者と契約の締結を

進めており、今月中に全ての地権者と契約を完了する予定でございます。

また、地区協定につきましては、地元平根地区及び御代田町面替区と協定内容の協議に入っており、詰めの段階となっております。

その他、施設用地造成工事及び施設建設・運営事業者選定につきましては、それぞれ入札公告に向けまして、準備を進めております。

以上、事業の進捗についてご説明を申し上げましたが、今後におきましても遅滞なく進めてまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

それでは、本日、平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回定例会に提案いたしました議案は、条例案1件、事件案1件、決算認定1件、予算案1件の合わせて4件でございます。

はじめに、議案第8号の条例案につきましては、国が進めています社会保障・税番号制度の発足に伴い、佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第9号の事件案であります。佐久市・北佐久郡環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、新クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設事業用地の取得につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第10号の平成26年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計歳入歳出決算であります。監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第11号の平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計補正予算（第4号）であります。平成26年度決算に伴う繰越金の確定並びに、組合債の事業項目の変更補正をお願いするものであります。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案説明書をご覧ください。また、事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊原初男君） 次に、議案第8号の朗読をさせます。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君議案朗読〕

○議長（菊原初男君） ただいま朗読いたしました議案第8号の説明を求めます。

事務局長、青木君。

〔事務局長 青木源君登壇〕

○事務局長（青木源君） 議案第8号「佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号利用法」の施行に伴いまして、個人番号をその内容に含む特定個人情報の保護等について規定するとともに、保有個人情報の開示請求について、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正点といたしましては、5ページの第2条で用語の定義の追加等を行い、第5条の2及び第10条の2、第10条の3におきまして、「番号利用法」による制限を規定するものでございます。

第12条におきましては、保有特定個人情報について開示請求の対象や範囲に係る改正でございます。

第20条の2におきましては、第三者に関する情報が含まれている時に、第三者保護のために意見聴取を実施機関に義務付ける等について、新たに規定するものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊原初男君） 次に、議案第9号の朗読をさせます。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君議案朗読〕

○議長（菊原初男君） ただいま朗読いたしました議案第9号の説明を求めます。

事務局長、青木君。

〔事務局長 青木源君登壇〕

○事務局長（青木源君） 議案第9号「新クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設事業用地の取得について」ご説明申し上げます。

「10」ページをご覧ください。

当該用地について、佐久平尾山開発株式会社から取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

本件に係る用地は、佐久市上平尾字棚畑2033番ほか18筆で、面積は13,174.9平方メートル、取得価格は8,092万2,567円であります。

「11」ページから「14」ページは仮契約書となっております。

「15」ページは位置図、「16」ページの色を塗ってあります部分が取得する用地でございます。

この他、今年度、17節、土地購入費で、個人地権者から施設用地を購入し、その他、佐久平尾山開発株式会社から市道、林道の用地を購入します。

以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊原初男君） 次に、議案第10号の朗読をさせます。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君議案朗読〕

○議長（菊原初男君） ただいま朗読いたしました議案第10号の説明を求めます。

事務局長、青木君。

〔事務局長 青木源君登壇〕

○事務局長（青木源君） 議案第10号「平成26年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計歳入歳出決算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページを、ご覧ください。

総括表からご説明いたします。

歳入ですが、収入済額は1億2,288万3,878円で、予算額と比較し58万122円の減となりました。

なお、不能欠損額と収入未済額はありませんでした。

次に歳出ですが、支出済額は1億1,749万4,300円で、予算額と比較し不用額は596万9,700円となり、歳入歳出差引額538万9,578円は、次年度への繰り越しとなります。

次に3ページの歳入決算書をご覧ください。

1款、分担金及び負担金の収入済額は8,366万7千円で、組合規約で定められております各市町の分担金の額につきましては、佐久市5,128万6千円、軽井沢町2,197万5千円、立科町547万9千円、御代田町492万7千円の負担をしていただいております。

次に、2款、国庫支出金、3,871万4千円につきましては、施設整備に対する国の「循環型社会形成推進交付金」でございます。

続きまして、3款、諸収入、収入済額2,878円は、預金利子でございます。

4款、組合債は、50万円で一般廃棄物処理事業債でございます。

以上、歳入合計は1億2,288万3,878円となりました。

5ページをご覧ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款、議会費は、支出済額78万785円で、不用額は43万1,215円。

2款、総務費の支出済額は3,278万2,071円、不用額は446万929円でございます。

なお、決算総額に対する比率は27.90%でございます。

3款、衛生費の支出済額は8,392万8,660円で不用額は7万7,340円でございます。

決算総額に対する比率は71.43%でございます。

4款の公債費の支出済額は2,784円、5款の予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は1億1,749万4,300円となりました。

次に13ページの実質収支に関する調書についてご説明いたします。

1の歳入総額は1億2,288万3,878円、2の歳出総額は1億1,749万4,300円、3の歳入歳出差引額は538万9,578円、4の翌年度に繰り越すべき財産は0円で、5の実質収支額は538万9,578円となりました。

6の実質収支額のうち地方自治法第233条2の規定による基金繰入額はありませんでした。

次に、14ページをお開き下さい。組合の財産の状況でございますが、1の公有財産及び3の基金につきましては、ございません。

2の物品につきましては、平成26年度に購入をしました、軽乗用車1台となっております。

続きまして、主要施策の成果報告書で、主なものについてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

1款、議会費につきましては、定例会1回、臨時会1回等の開催に伴う、議員報酬、旅費、需用費が主な支出となっております。

2款、総務費につきましては、監査委員による例月出納検査等の開催、組合職員7名・嘱託職員1名の給料等の人件費及び、事務の執行に伴う、事務経費・備品購入費等でございます。

主なものとしましては、3ページ、(6)の備品購入費、組合公用車として購入しました軽自動車131万5,440円、庁内備品45万3,750円のうち、カラー複合機の30万8,880円等でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

3款、衛生費の(3)委託料でございますが、環境影響評価現況調査等業務委託料7,416万5,100円につきましては、環境影響評価準備書の作成・修正、説明会の対応、環境影響評価書の作成等の業務委託料でございます。

続きまして補償物件調査業務委託料につきましては、用地の購入に伴います、建物・工作物等の補償物件の調査業務委託料であります。

続きまして、地質調査業務委託料につきましては、機械ボーリング2本の実施と土質試験・解析等の業務委託料でございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊原初男君） 次に、監査委員より「平成26年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計歳入歳出決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員、小柳出君。

〔代表監査委員 小柳出裕君登壇〕

○代表監査委員（小柳出裕君） ただいま、紹介いただきました代表監査委員の小柳出裕でございます。

決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて、組合長から審査に付されました、平成26年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計の決算審査を実施しましたところ、歳入歳出決算書及び、帳簿等の付属関係書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、決算の計数は関係帳簿と照合した結果、正確であると認められました。

また、決算内容及び、予算の執行状況は適正であると認められました。

決算審査の状況及び、これに対する意見等は別冊、組合長あてに提出してあります決算審査意見書に述べてある通りでございますので、ご覧頂きたいと思っております。

以上、決算審査結果の報告といたします。

○議長（菊原初男君） 次に、議案第11号の朗読をさせます。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君議案朗読〕

○議長（菊原初男君） ただいま朗読いたしました議案第11号の説明を求めます。

事務局長、青木君。

〔事務局長 青木源君登壇〕

○事務局長（青木源君） 議案第11号「平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書の「1」ページをご覧ください。

本案は、歳入予算並びに組合債の補正をするものでございます。

事項別明細書で、ご説明いたします。

「6」ページをご覧ください。

3款、繰越金でございますが、平成26年度から538万7千円を繰り入れ、538万9千円とし、その繰越金の繰り入れに伴いまして、1款の分担金を同額減額し、9,831万3千円とするものでございます。

「7」ページをご覧ください。

5款、組合債につきましては、当初「一般廃棄物処理事業債」としておりましたが、県と協議を行い、取付道路分につきましては、「地方道路等整備事業債」で借り入れすることとすることにより「一般廃棄物処理事業債」を5,500万円減額し、「地方道路等整備事業債」5,500万円を追加するものでございます。

なお、歳入・歳出ともに合計額の変更はございません。

よろしくご審議をお願いいたします。

◎日程第7 一般質問

○議長（菊原初男君） 日程第7、これより、一般質問を行います。

一般質問の通告者は、井出節夫君の1名であります。

一般質問の通告者及び質問順位は、お手元にご配付いたしました一般質問通告書に記載してあるとおりでございます。

質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約して円滑な議事進行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、一問一答でありますので、1項目ごとに質問の答弁を聞いた後、次の質問に入るよう、また、質問は通告に従い項目順に行い、さかのぼることのないようご注意願います。

最初に、井出節夫君の質問を許します。

7番、井出節夫君。

○7番（井出節夫君） それでは、11月定例会の一般質問に入ります。

3項目ありますけれども、最初に新クリーンセンターの施設用地の造成についてでございます。

(1)として、建設発生土が約53,000立方メートルということであり
ます。

新クリーンセンターの建設用地の造成工事についてはですね、既に現地でも説明を受けました。計画面積が広がったというようなことでありましたけれども、切土、盛土ということで、建設発生土については用地内で処理できるというふうに思っていましたけれども、最近の当組合のホームページを見ましたところ、建設発生土の受入地に係わる募集要項が掲載されていました。

そこで最初に伺いますけれども、計画段階からですね、建設発生土の処分について、どのように考えていたのか、そして、このホームページの募集によりますと、主に他の公共事業に活用していく予定だと書いてありますけれども、どのように考えていたのか伺います。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 「新クリーンセンター施設用地造成に伴う建設発生土について」のご質問にお答えいたします。

新クリーンセンター施設用地造成につきましては、関係する地権者との調整を図る中で隣接するスキー場への影響に配慮し、既存林道及び市道を付け替え、進入道路として市道を新設するとともに、造成地盤高を現況より約7メートル下げた772メートルとする造成計画としております。

計画段階において、盛土量より切土量が上回ることは判明していたため、建設発生土の処分については、事業用地以外への運搬を見込んでおりました。

また、他の公共事業への建設発生土の活用につきましては、国、県及び組合組織市町等に照会したところ、現時点において、佐久建設事務所管内の公共事業での受入れが可能との回答をいただいております。

こうしたことから、約5万3千立方メートルの建設発生土のうち、約2万6

千立方メートルの受入先につきましては決定しておりますが、残る約2万7千立方メートルにつきましても、引き続き受入先の確保に努めてまいります。

次に、発生土の事業用地以外での処分に係る運搬費用につきましては、設計額に含めることとなりますが、現在、積算途中であり、また、発注段階において、全ての建設発生土の受入先が決定しない場合は、運搬距離で一定の範囲を指定した上で、発注をしていく方針でございます。

このため、運搬費用については、現時点においてお示しすることはできませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 当初からわかっていたという話で、今初めて聞いたんですけれども、伺いますけれども、切土がどれくらいで、盛土がどれくらいっていうのは、わかるんですか。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 切土量が約10万立方メートルで、その内盛土が約4.7万立方メートルなので、残土量が約5万3千立方メートルになります。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 当初、この建設候補地がですね、検討委員会の時に見たときは、2万4千立方メートル、切土が。あれから比べると10万立方メートルというのは私ちょっと想像ができないんですけれども、莫大な要するにあれだけの土地をね、切り開くというものなので、こういうことは、いろいろな説明の段階からきちっと議会で知らせていくべきでなかったかと思っております。

運搬費用については見込み額について通告はしておりましたけれども、距離によっても違うということでわからないようなんですけれども、残った2万7千立

方メートルについては募集してから1ヵ月くらい経ちますよね。募集見ると10月16日から募集しているわけですがけれども、この1ヶ月間にどこか希望者は出てきたんですか。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 現在の所、まだ申込みはございません。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 募集要項によりますと、全て運搬は当組合が行うというふうになっていて無料だということですがけれども、5万3千立方メートルについて、先ほど聞き逃しましたけれども、どのくらいの費用が掛かるかということをお聞きしたいですね、だいたいここに書いてあるのは15キロ以内ということですね、運搬範囲は規定してあるわけですがけれども、私も土木業者の方にですね、どのくらいの費用が掛かるかお聞きしましてね、土砂運搬の標準単価ということで、10トンダンプでだいたい6立方メートルですね、平積みということで15.5キロという点で運びますと、直接間接経費で、1億3760万。9.5キロくらいで運びますと9,600万。これとてもじゃないですね、平均しても1億くらいかかると思うんですがけれどもこれは運ぶだけです。積むオペレーターの経費は入っていないと思うんですがけれども、これは今年度の予算の時にですね、債務負担も含めて造成費用は7億9,498万8千円ということですがけれども、この中に含まれてはいるんですか。運搬費は。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 当初予算の段階で、運搬費用につきましては10キロを運搬費として算定をして、当初予算は組んでございます。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 5月の臨時会で、造成工事の積算業務の委託料というのを追加補正しましたよね。この積算業務の委託業務については完了したわけですか。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 現在、10月に県の歩掛が変更になった関係がございまして、発注の金額につきましては、現在まだ積算中でございます。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） これからいつ、用地が受入地が見つかるかわからないんですけれども、その辺もきちっと見積もっていかないとそうでなくても造成費最初が2億円ほどだと思っていたのが、8億円近くなったわけですから、きちっとやっていってほしいというふうに思います。

次に用地代の件ですけれども、本定例会です、議案第9号ということで出ておまして、その一部であります佐久平尾山開発との仮契約書が出ておりますけれども、このことについて地目ごとです、合計額が出ておりますから購入単価、平米単価と坪単価、これで説明してほしいと思います。

このことについては、前回の定例会で私も質問しましたけれども、その時は佐久市の公共用地取得単価ということで積算というか、予算を組んだということになっておりますけれども、それとの関連性についても伺いたいと思います。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 「佐久平尾山開発株式会社との仮契約について」のご質問にお答えいたします。

佐久平尾山開発株式会社との仮契約に係る購入単価につきましては、宅地、雑種地、原野及び公衆用道路の地目毎に、平米単価及び坪単価をご説明申し上げ

げます。

最初に宅地につきましては、平米単価8,400円、坪単価27,769円。

雑種地につきましては、平米単価7,117円、坪単価23,527円。

原野につきましては、平米単価4,191円、坪単価13,855円。

公衆用道路につきましては、平米単価4,600円、坪単価15,207円。

最後に全体につきましては、平米単価6,142円、坪単価20,304円
となっております。

また、新クリーンセンター施設用地に係る購入単価につきましては、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、佐久市地価調査基準地から標準地の比準価格を決定した後、購入予定地について、1筆毎に標準地からの個別格差を反映し、単価を算定しております。

購入単価の算定にあたりましては、当該地区における固定資産標準宅地の評価額、平米単価8,430円、坪単価27,867円を準用し、地目別の係数を乗じて平成27年度の佐久市公共用地取得単価を算定したところ、宅地につきましては、平米単価4,880円、坪単価16,132円となっております。

佐久市におきましては、通常売買価格より安い価格として佐久市公共用地取得単価を設定し、生活道路の拡幅及び建築基準法に係るセットバック等の用地買収に適用し、公共施設及び幹線道路整備等の用地買収は地価公示価格などの基準地から比準した価格等を適用しております。

こうしたことから、佐久市公共用地取得単価につきましては、新クリーンセンター施設用地に係る購入単価の算定にあたりまして、あくまでも参考値として考えております。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 土地評価をしていただいて、この評価が出たというふうに思いますけれども、ここの土地については、ご存じで、私ども現場に行きましたけれども、山を切崩して盛土をしてあるというところで、宅地というところもありますけれども、最近のやっぱり現行の取引単価がどうなっているのかということ参考をしながら多分やると思うんですけれども、佐久市で最近

土地取引のあったところでいけば離山の南の工業団地というのが臼田にあるんですけども、そこでは3万2千平米ほどですけれども、3億1,378万3千円。ここが平米単価だいたい9,790円。坪でいけば3万2千。

今度、売買する予定となっております、十二川原、浅科の。ここが2万7,355平米ありまして、2億2,619万2千。これは債務負担行為ということでやってありまして、最近の金額ですけれども、この坪単価が2万7,288円ですね。

いずれもこの2つの工業団地は既に土地を取得して、その後盛土等をしまして、造成もしてあると。造成もしてあって、十二川原の場合は2万7千円。

先ほどの宅地単価を見ますと、2万7,769円でしょ。これから造成するわけでしょ。雑種地なんていうのは2万3千ですけれども、これは法ですね、法面。こういうのがね、こういう単価になるというのは誠に理解できないわけですけれども、こういう点では佐久市がこれから買い入れるという予定になっております工業団地の単価と比較して、あまりにも高すぎるんだということですが、組合長どう思います。

○議長（菊原初男君） 組合長、柳田君。

○組合長（柳田清二君） 井出議員さんのお話しの、当該地でございますけれども、やはり土地の値段というものはですね、その用途においてですね、様々な金額設定っていうものがあるかと思えます。細かくいうとですね、県の指導にもあるとおりにこの積算をしておりますので、この金額についての疑義というものは持っておりません。

そして、例えばですね、その用地が道路に隣接をしている、少し前から言うと工業専用地域というのは工業のみにおいてですね、取引がなされる。工業しか活用ができないということになりますと、それを取得しようとする人というものもごくごく限られてくるということになろうかと思えます。

また工業地と比較をされていらっしゃいますけれども、工業専用地域においてのまとまっている、ということであることとかですね、まとまった土地でなければ売買がならなかったり、比較対象ということがあまりできるのかなと思

います。今回の当該地においては宅地見込ということの評価もできるわけでございまして、実際にはその工業専用地域等の、工業団地との比較というものもすればですね、そういう金額で高い、安いという主観として出てくるのかもしれないかもしれませんが実際にはスキー場の近くで、道路に隣接していて、宅地見込もできるという計算をするとですね、こういった金額になるだろうなというふうに思っているわけでございまして、私どもも意図を持たずにですね、県の皆様の指導を得て積算をした土地でありますので、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 佐久市の公共用地取得単価というのは、どこの市町村もあると思いますけれども、いろんな形での公共用地の取得ということで基準が決められているわけで、宅地というのはどちらかというとその土地プラス造成していつでもその場で基礎工事が始められるっていうのが宅地というふうになっているわけですから、宅地にすべき造成費等が必要な場合はその分はやっぱり引いてやるっていうのが普通だと思いますし、そうなればこの土地なんかマイナスになるんでね、8億円もかけなければ造成費とかね、次の工事ができないというような土地なわけですから、非常に問題が多い場所だと。

ちなみに国道にも面したTDKの土地がですね、坪で行けば4万円ですよ。いつでも工場が立てられる場所。あそこは切崩して8億円もかけなければできない、工事もできないという場所で、27,000円というのはね、どう見ても納得できる数字ではないもので、まだ時期もありますので検討してほしいと思いますけれども。

次の質問ですけれども、地元との協定書がまだ詰めの段階だというに言われましたけれども、この契約は協議決すれば成立するわけなもので、私は協定がまだ進んでいないうちに土地を購入するという契約というのはどうかと思うんですが、その辺は協定締結前に土地購入契約をしたか、これはよろしいんですか。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 「地元との協定書締結の時期と契約の時期について」
のご質問にお答えいたします。

現在、建設地地元の平根地区につきましては、平根地区新クリーンセンター・温浴施設建設対策協議会に対しまして、最終合意に当たります、新クリーンセンターの整備及び運営に関する地区協定書の締結に向けまして、佐久市とともに協議を進めております。

また、建設地に隣接する御代田町面替区につきましては、区長、副区長及び区役員との協議を踏まえて、面替区佐久市ゴミ処理施設建設対策協議会に対しまして、建設合意に当たります、新クリーンセンターに係る地区協定書の締結に向けまして、御代田町とともに協議を進めております。

地区協定の協議につきましては、両地区とも詰めの段階を迎えており、早期に締結するため、今後も鋭意努めてまいります。

次に、用地契約の時期についてであります。平根地区におきましては、平成22年4月、地権者の事前了承をいただき、新クリーンセンター建設候補地の応募申請を行うとともに、平成26年5月、建設候補地を建設地とすることで佐久市と基本合意がされているため、地区協定の締結前に用地契約をするスケジュールについて地元対策協議会に説明し、了承をいただいております。

面替区につきましても、地区協定の締結前に用地契約をするスケジュールについて地元対策協議会に説明し、了承をいただいております。

こうしたことから、この時期における用地契約につきましては、支障ないものと考えております。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 両方の地元とですね、協定書はできていないけれども、了承は得ているということです。

3番目に行きますけれども、焼却灰の処分方法の検討についてですけれども、これも前回の定例会、3月の時にもですね質問しましたけれども、この時には

ですね、焼却灰の処分方法については検討しているというような答弁でしたけれども、私どももこの11月の初めにですね、議会で新潟県の三条市、村上市とうことで焼却灰の視察をしてきましたけれども、資源化ということもありましてその辺についてですね、焼却灰の資源化についてはどのような検討がこの間、考えられてきたのか伺いたい。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 「焼却灰の処分方法の検討は進んでいるか」のご質問にお答えします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の処理につきましては、市町村の責務となっております。この一般廃棄物につきましては、焼却灰を適正に処分することは、より安定的なごみ処理体制を築く上で重要なことと、組合といたしましても認識をしております。

現行のごみ焼却施設「佐久クリーンセンター」を運営している佐久市・軽井沢町清掃施設組合におきましては、焼却灰を県外にある民間施設で、処理している現状を伺っております。

このため、新クリーンセンターの焼却灰の処分方法につきましては、DBO方式による施設建設・運営事業者の決定を行う際に、要求水準書におきまして灰処分の基準を設けると共に、実施方針の運營業務の項目に「運営事業者は、焼却主灰及び飛灰処理物等の発生量を抑制すること。」、また、「安定的な処分を確保するため、組合は、民間事業者が提案する灰引取業者、若しくは組合独自で調達する処分先、またはその双方に処分を委託する。」こととしており、事業者からの提案を含めまして、今後、組合といたしましても複数の処分委託先の検討をまいります。

また、焼却灰の全てを埋立て処分とするのではなく、セメント原料等の資源化も含め安全性、安定性及び経済性を十分に検証した上で、処分先の検討を進めてまいります。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 最後ですけれども、先日、新潟県の村上市のね、DBOでやっていたんですけれども、SPCの会社に処分を委託しているということで、埼玉の方に持って行っていると話を聞いたんですけれども、この当組合でやるSPCの業務の中では先ほどお伺いしましたとおり、最終処分については処分場にするか、あるいは二次製品を作るか、そういうことはSPCの方にそれが決まってからそこに任せるといふふうに理解してよろしいんですか。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 当組合では、組合で処分をするということでございます。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 時間がないからあれですけれども、SPCの業務委託料の中に1億円ほど灰の処分量というのが書いてあったんですが、その事業費の中でやるというふうに私は見ているんですが、それとは別に、組合で予算をとって処分するということですか。

○議長（菊原初男君） 時間ですので、最後の答弁を。

青木君、事務局長。

武者君。

○事務局長補佐兼建設係長（武者泰雄君） 先ほどご質問いただいた部分ですけれども、組合の方は委託の契約の部分を担当いたします。他の部分についてはSPCサイドと、再度協議、確認いたします。

○議長（菊原初男君） 以上で、井出節夫君の質問を終結いたしました。

◎日程第 8 議案質疑、討論、採決

○議長（菊原初男君） 日程第 8、これより議案の質疑に入ります。

はじめに、議案第 8 号「佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（菊原初男君） これをもって、議案第 8 号の質疑を終結いたしました。お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 9 号「新クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設事業用地の取得について」の質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（菊原初男君） これをもって、議案第 9 号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

7 番、井出節夫議員。

○議長（菊原初男君） これより議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、井出節夫君。

○7番（井出節夫君） それでは議案第9号新クリーンセンター建設事業用地の取得について、反対の立場から討論に参加します。

本議案は新クリーンセンター建設の用地を佐久平尾山開発株式会社から購入するための土地売買仮契約の承認に関するものです。契約に係る土地の面積は13,174平米、約4,000坪、土地代金は80,922,567円です。

この用地は承知のように、平成22年に、公簿による建設候補地の中から選ばれた用地です。建設候補地選定委員会が設置され、平成22年6月から11月まで10回の会議が開かれ、候補地に決定されました。会議録によれば、当初から、災害面や経済性の面で懸念が出されていました。災害面では、建設候補地西側のスキーゲレンデは、土砂災害警戒区域、東の御代田町側は、横根沢の土砂災害特別警戒区域となっています。私は佐久市議会で何度かこのことについて質問いたしました。当組合設立前の26年9月の佐久市環境部長の答弁でも、この場所はすでに改変された地形を利用して事業を実施する土地であり新たに改変する面積を最小限とする計画などの答弁で、危険性はないとのことでした。

しかし、この度の造成計画は、極めて膨大な切土と盛土で、当初の計画を全く異なっています。ご存じのように、建設候補地選定委員会は、その結論の点数評価の中で、敷地造成コスト、取付道路、付帯工事の概要費用の最も少ない候補地を10点をしています。この場所は10点満点です。現在の計画で審査したらマイナスであります。

この4月に都市計画審議会に、佐久市都市計画ごみ処理場案が出され、意見の公募がありました。私は意見書で述べましたが、この土地の南側ゲレンデは人工的に整形された斜面で、環境アセス準備書では、表土は薄く、基盤岩が地表付近に露出している場所では、湧水が見られるとしていることに注目し、危険性を訴えました。このたびの計画では、さらに、県道からの進入道路は土砂災害警戒区域に接しており、南側斜面の切土は相当量の土砂であり、危険性を

増しています。

公募により判断した時点より状況は変化しており、この建設予定地は見直すべきだと考えます。

次に、土地購入代金ですが、一般質問でも述べましたが、佐久市の最近の工場用地の取引は、臼田の離山南工業団地、浅科の十二川原工業用地であります。いずれも造成済みで、離山南が坪単価が30,200円台、十二川原が27,000円台です。それと比較しても、当初の契約の宅地の単価は、造成前で27,528円は、法外な単価であります。地元との協定書の締結もこれからとのことですから、土地の鑑定評価を見直すべきであります。

以上、議案第9号に対する反対討論といたします。

○議長（菊原初男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、佐藤敏明君。

○12番（佐藤敏明君） 12番、佐藤敏明でございます。

議案第9号の新クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設事業用地の取得について、原案に賛成の立場から討論を行います。

この新クリーンセンター建設に当たりましては、事業用地が佐久市ということでありまして、軽井沢町といたしましても、佐久市にお世話になるところであります。まずは感謝を申し上げ討論をしたいと思っております。

3つの点に絞って討論を申し上げたいと思っております。

まず第1に、先ほどの一般質問における組合からの答弁にございましたように、新クリーンセンター建設事業用地の取得単価につきましては、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき算定をされております。その単価については適正な価格であると認められると思っております。

第2点目といたしましては、新クリーンセンター建設事業用地に係る土地購入費につきまして、本年3月に開催された第1回定例会、本年度、組合の当初予算、また、7月に開催された第2回臨時会における組合補正予算におきまして、当議会において可決をされております。本契約額はその予算の範囲内であることと思っております。

3点目といたしまして、本事業用地の取得に当たっては、地権者との度重なる交渉により、ようやく契約に至ったものであります。

したがって、本用地契約を認めないことは、本建設地での事業の推進が非常に困難となる恐れがある。今まで予算を認めてきた議会としての立場、また、その対応として適切でないばかりか、組合と地元、さらには当一部事務組合の組織団体である佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町との長年にわたり積み上げてきた、これまでの信頼関係が大きく損なうものであります。ひいては新クリーンセンター建設にも大きな影響を与えかねないことは明確であります。

よって、議案第9号の新クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設事業用地の取得につきましては反対する余地はなく、原案に賛成し、新クリーンセンターの早期完成に向けた、組合の更なる努力を期待するところでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菊原初男君） 以上で討論を終結し、議案第9号を採決いたします。

議案第9号について、原案どおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号「平成26年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（菊原初男君） これをもって、議案第10号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。
本案は原案どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第11号「平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計補正予算（第4号）について」の質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（菊原初男君） これをもって、議案第11号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。
本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

◎日程第9 閉会宣言

○議長（菊原初男君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成27年第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉 会 午前 11 時 18 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

会議録署名議員

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議長 菊原初男

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員 市川稔宣

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員 柳澤信介